

第二十四号議案

江戸川区子ども・子育て応援会議条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区子ども・子育て応援会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定に基づき、江戸川区長（以下「区長」という。）の附属機関として、江戸川区子ども・子育て応援会議（以下「応援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 応援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 法第七十七条第一項各号に掲げる事務に関すること。
- 二 地域における子育て支援に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(組織)

第三条 応援会議は、区長が委嘱し、又は任命する三十人以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 応援会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、応援会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 応援会議は、委員長が招集する。

2 応援会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 応援会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可非同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第七条 応援会議の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に支障があると認めるときは、この限りでない。

(意見の聴取)

第八条 応援会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委員以外の者の費用弁償)

第九条 前条の規定により応援会議に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、江戸川区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して出席した場合においては、支給しない。

2 費用弁償の種類及び額は、職員の旅費に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十三号。以下「旅費条例」という。）に定める種類及び五級の職務にある者相当額とする。

3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項の規定による費用弁償のほか、区長が特に必要と認める経費については、その実費を弁償する。

（委任）

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項の規定に基づき、区長の附属機関として、江戸川区子ども・子育て応援会議を設置する必要があるもので、本案を提出いたします。